

拝啓 社長殿



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931



（富士見町の「ゆり園」）

離婚時年金分割制度

離婚時年金分割制度は、平成19年4月から「合意分割制度」が、平成20年4月からは「3号分割制度」が実施されています。

1. 合意分割制度（平成19年4月1日から実施）

合意分割制度は、次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により、厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができる制度です。

この制度により分割される標準報酬は、離婚等をしたときは、その「婚姻期間中の当事者の厚生年金の標準報酬」に限られます。

- 平成19年4月1日以後に、離婚した場合や事実婚関係を解消した場合など。
- 当事者の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めたこと。
- 請求期限を経過していないこと。

2. 3号分割制度（平成20年4月1日から実施）

3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

この制度により分割される標準報酬は、「平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬」に限られます。

- 平成20年5月1日以後に、離婚した場合など。
- 平成20年4月1日以後に、国民年金の第3号被保険者期間があること。

税制改正情報 第16号 ふるさと納税制度の創設 ①

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを実現できるよう、地方公共団体（都道府県・市区町村）への寄附金に対して、個人住民税が軽減される制度が創設されました。今月は、この制度についてみていきましょう。

1. 控除対象となる寄附金の拡大等

ふるさと納税制度の創設と共に、個人が寄附を行いやすくするために、個人住民税における寄附金控除の対象となる寄附金が拡大されました。

個人住民税の寄附金控除の適用対象に追加されたのは、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、都道府県・市区町村が条例により定めたものです。（ただし、国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金は対象になりません。）

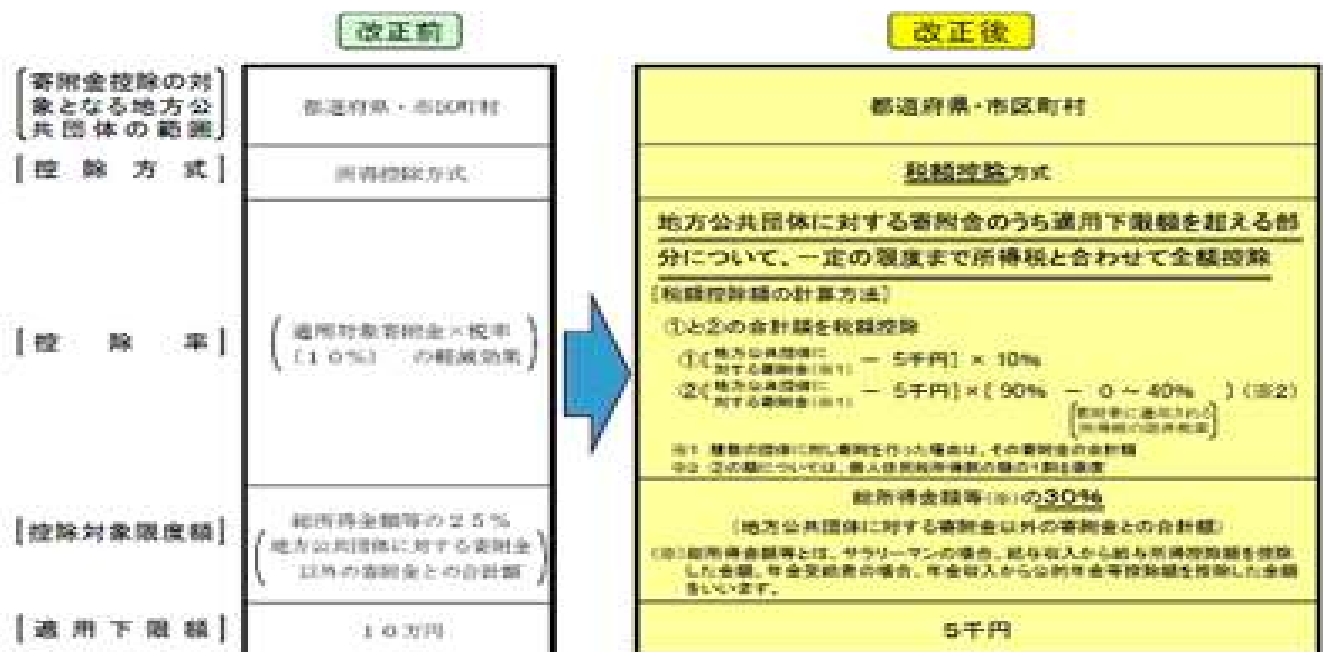
住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、これまでどおり、寄附金控除の対象となります。

また、寄附金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の25%から30%に引き上げられ、適用下限額についても、10万円から5千円に引き下げられました。

2. ふるさと納税制度

都道府県又は市区町村に対する寄附金については、その寄附金が5千円を超える場合には、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額を、個人住民税から税額控除することとされました。

この制度は、平成20年1月1日以後に都道府県・市区町村に支出した寄附金が対象なり、寄附をした翌年度（平成21年度）の個人住民税から控除されます。



*総務省ホームページより
(大久保 久美子)

改正された事業用定期借地権

平成19年12月に、定期借地権のうち事業用定期借地権について改正が行われました。土地の有効活用をするうえで非常に重要な改正といえます。

1. 改正の経緯

改正前の事業用定期借地権は、平成4年8月1日からスタートしましたが、10年以上20年以下の期間でしか借地契約を結ぶことができませんでした。契約期間が満了すると契約は終了し、建物買取請求権もないため、建物を取り壊すしかありません。それではあまりにも不経済ですし、資金回収もできないので、事業用借地権ではなく土地の取得による経営にならざるをえませんでした。しかし、最近では、できるだけ少ない投資で高い収益をあげることが求められているため、土地を賃借して効率のよい投資で高い収益を上げたという要望が強くなってきていました。

2. 改正の内容

借地借家法による普通借地権の存続期間は30年以上ですが、定期借地権の契約期間は、

一般型	⇒	50年以上
建物譲渡型	⇒	30年以上
事業用借地権（更地返還強制型）	⇒	10年以上20年以下

でした。

改正により事業用定期借地権は、平成20年1月1日から以下のとおりとなります。

更地返還強制型	⇒	10年以上30年未満
任意契約型	⇒	30年以上50年未満

任意契約型とは、契約更新の排除特約、建物買取請求権の排除特約、建物築造による存続期間の延長排除特約が強制ではなく、契約で任意とされる事業用定期借地権をいいます。つまり、事業用定期借地権が2種類になったこととなります。

3. 事業用定期借地権の更新・特約・返還

更新・・・平成20年1月1日以後の契約から、契約期間10年以上30年未満については従来どおり契約更新なし、30年以上50年未満では契約の更新が任意とされました。

特約・・・改正後は、10年以上30年未満については建物買取請求権及び建物築造による存続期間の延長がともに適用されないため、更地返還が強制されます。30年以上50年未満については、「できる」とされています。

返還・・・更地で返還が原則です。

4. 効果

①倉庫や事務所目的など、RC造等の堅固な建物や中層の建物を作った場合でも、税法上の償却期間まで建物を維持することができることから、比較的長期の事業であっても採算性が確保されます。

②定期借地権に係る20年以上50年未満の「空白期間」が埋まったことで、より所有者・ユーザー双方のニーズに応じた機関の設定が可能になるため、土地所有者からすれば、土地を貸しやすくなり、結果として土地の有効活用につながるものと考えられます。

③事業者としては、長期間に渡る建物の存続を前提とした資金計画や経営方針を練ることができるとともに、長期的視野に立つ行政の支援を受けたまちづくりが可能になることから、持続的な地域活性化につながります。

(税理士 朝倉 令子)

相続にまつわるQ & A集シリーズ ⑧

Q10 生命保険金と死亡退職金の非課税額は？

A10 生命保険金と死亡退職金の非課税額は、次のとおりとなります。

①生命保険金の非課税額

500万円×法定相続人の数

②死亡退職金の非課税額

500万円×法定相続人の数

※死亡退職金とは、死亡後にその遺族が受け取る退職金のことです。

被相続人の死亡により受け取る弔慰金は、

- ・業務上の死亡・・・普通給与の3年分
- ・業務上の死亡でないとき・・・普通給与の半年分

を弔慰金として取り扱い、相続税がかかりません。

Q11 相続開始前に財産の贈与を受けているとどうなる？

A11 相続又は遺贈により財産を取得した人が相続開始前3年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合には、その贈与を受けた財産も、被相続人の相続財産に加算して相続税を計算します。

ただし、贈与を受けた際に納めた贈与税額は、相続税額から差し引くことができます。

また、相続時精算課税制度を選択した場合は、その後に贈与を受けたすべての財産が、相続税の課税対象となります。

1. 贈与により取得した財産の評価額は、贈与時の相続税評価額になります。
2. 贈与を受けた年には、贈与税の基礎控除額（110万円）以内であっても、3年以内の贈与であれば、その贈与額が加算されます。
3. 贈与税の配偶者控除の適用を受けた財産は、加算されません。
4. 贈与を受けていても、相続財産を取得しなかった人には、3年以内の加算はありません。

(税理士 朝倉 令子)